

上砂川町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (令和5年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和3年度の人件費率
4年度	人 2,578	千円 3,349,777	千円 115,270	千円 670,995	% 20.0	% 18.1

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

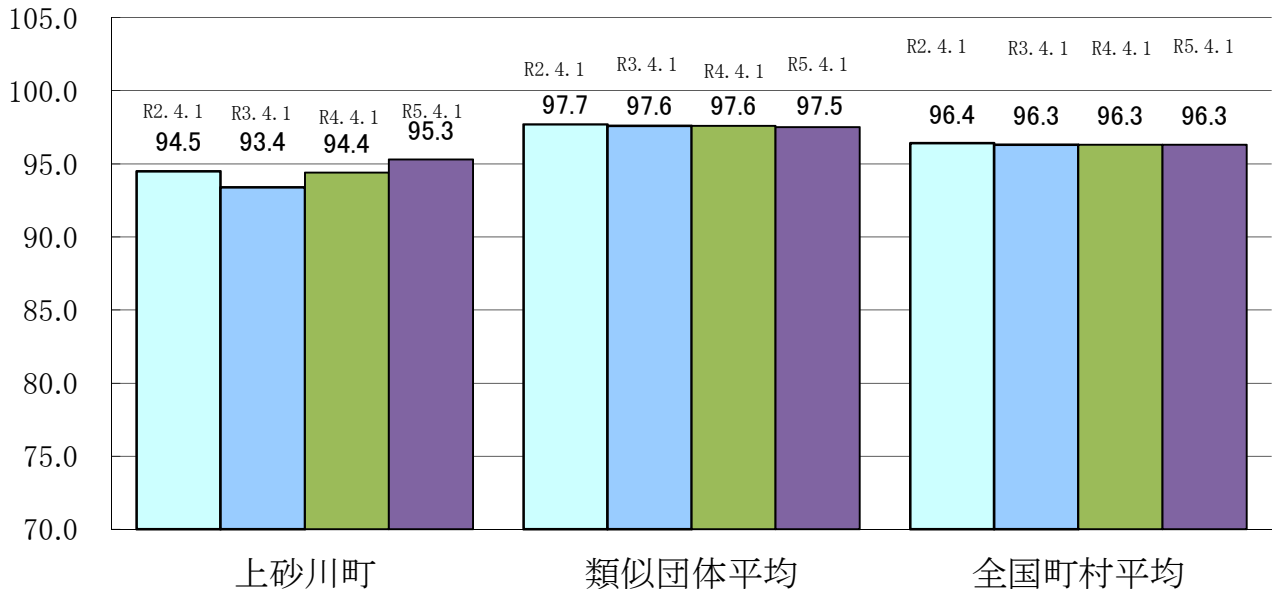
区分	職員数 A	給与				計 B	一人当たり 給与費 B/A	(参考) 市町村平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当				
4年度	人 71	千円 241,274	千円 27,422	千円 96,532	千円 365,228	千円 5,144	千円 5,369	

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、令和4年4月1日現在の人数である。任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））及び会計年度任用職員を含まない。

3 職員費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(4) 給与改定の状況

※人事委員会を設置していないため記載なし

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

① 給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国と同様に引下げ。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② 地域手当の見直し

実施内容

支給対象外。

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和5年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
上砂川町	41.2 歳	285,000 円	350,188 円	312,839 円
北海道	42.5 歳	319,151 円	407,064 円	360,813 円
国	42.4 歳	322,487 円	—	404,015 円
類似団体	41.0 歳	292,377 円	344,598 円	319,247 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和5年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)算出している。

(2) 職員の初任給の状況(令和5年4月1日現在)

区分	上砂川町	北海道	国	
一般行政職	大学卒	185,200 円	185,200 円	185,200 円
	高校卒	154,600 円	154,600 円	154,600 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和5年4月1日現在)

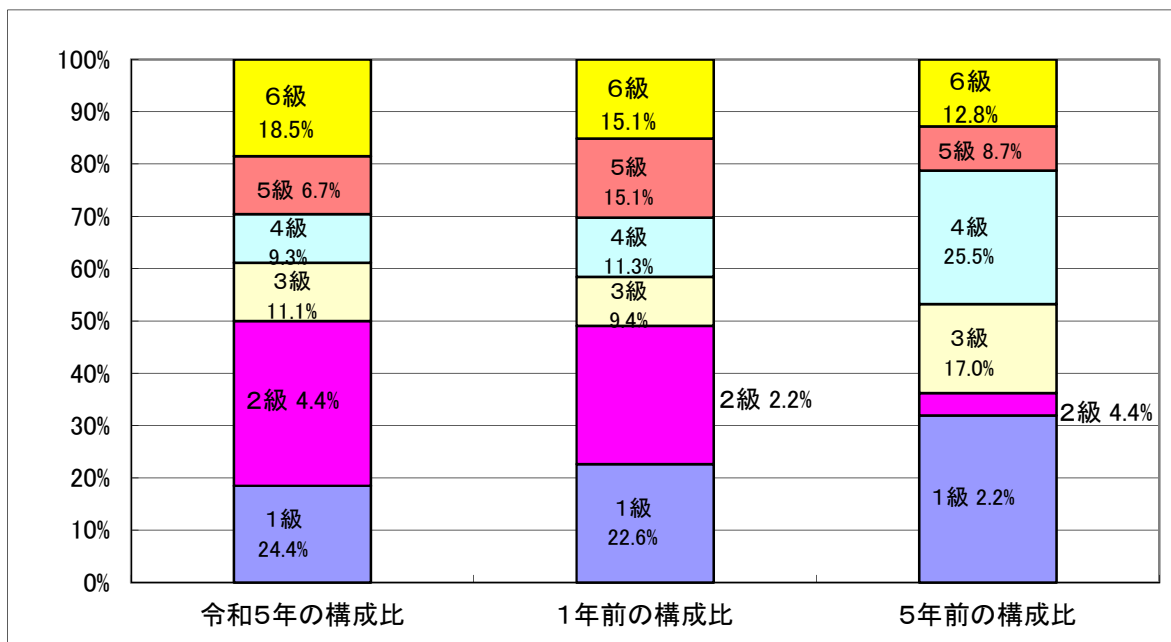
区分	経験年数 10年以上~20年未満		経験年数 20年以上~25年未満		経験年数 25年以上~30年未満		経験年数 30年以上~35年未満	
	大学卒	高校卒	大学卒	高校卒	大学卒	高校卒	大学卒	高校卒
一般行政職	259,900 円	242,200 円	325,900 円	264,300 円	386,700 円	337,600 円	399,800 円	378,400 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和5年4月1日現在）

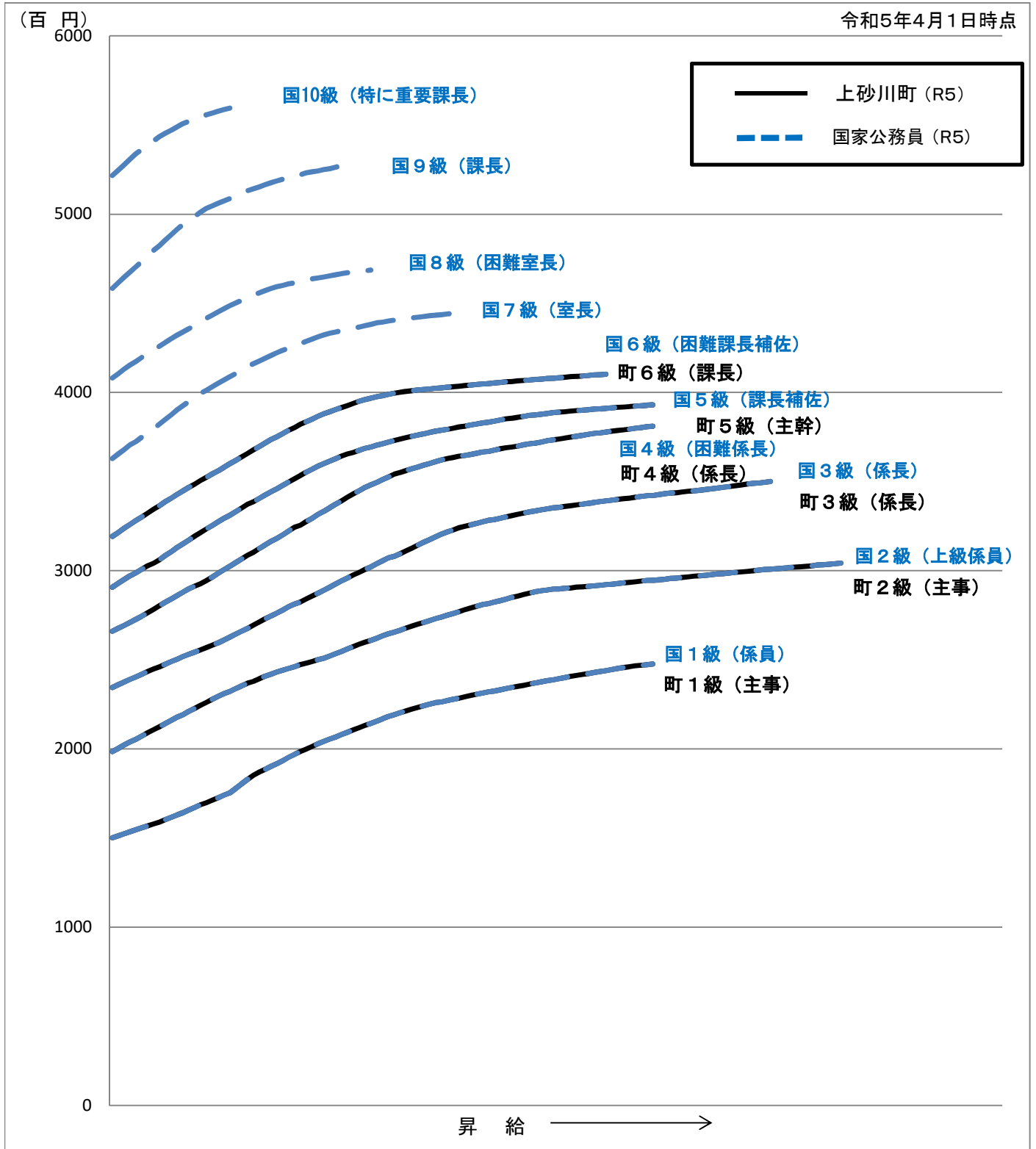
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号俸の給料月額	最高号俸の給料月額
1 級	・ 定型的な業務を行う職務。	10 人	18.5%	150,100 円	247,600 円
2 級	・ 主査及び主任（労務職員を除く。）の職務。 ・ 相当な経験を必要とする業務を行う職務。 ・ 高度の技能又は経験を必要とする技能職員の職務。 ・ 相当な知識又は経験を必要とする労務職員の職務。	17 人	31.5%	198,500 円	304,200 円
3 級	・ 係長の職務。 ・ 特に困難な業務を処理する主査及び主任（労務職員を除く。）の職務。 ・ 特に高度の技能又は経験を必要とする技能職員の職務。	6 人	11.1%	234,400 円	350,000 円
4 級	・ 町長部局の所長、施設長、事務長、主幹の職務。 ・ 教育委員会の主幹の職務。 ・ 特に困難な業務を処理する係長の職務。	5 人	9.3%	266,000 円	381,000 円
5 級	・ 町長部局の課長、センター長、参事、室長、特に困難な業務を処理する所長、施設長、事務長、主幹の職務。 ・ 議会事務局長。 ・ 教育委員会の次長、特に困難な業務を処理する主幹の職務。	6 人	11.1%	290,700 円	393,000 円
6 級	・ 特に困難な業務を処理する次の職務。 ・ 町長部局の課長、センター長、参事、室長、議会事務局長、教育委員会の次長	10 人	18.5%	319,200 円	410,200 円

- (注) 1 上砂川町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



- (注) 平成19年に8級制から6級制に変更している。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和5年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の反映状況

令和4年4月2日から令和5年4月1日までの運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）	/		/	
ロ 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	未定		未定	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

上砂川町	北海道	国
1人当たり平均支給額（令和4年度） 1,221 千円	1人当たり平均支給額（令和4年度） 1,627 千円	—
（令和4年度支給割合） 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 2.00 月分 （ 1.35 ）月分 （ 0.95 ）月分	（令和4年度支給割合） 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 2.00 月分 （ 1.35 ）月分 （ 0.95 ）月分	（令和4年度支給割合） 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 2.00 月分 （ 1.35 ）月分 （ 0.95 ）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 3～10% ・管理職加算 8～10%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

(2) 勤勉手当への人事評価の反映状況

令和4年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）	/		/	
ロ 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	未定		未定	

(2) 退職手当（令和5年4月1日現在）

上砂川町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695	月分 24.586875	勤続20年	19.6695	月分 24.586875
勤続25年	28.0395	月分 33.270750	勤続25年	28.0395	月分 33.270750
勤続35年	39.7575	月分 47.709	勤続35年	39.7575	月分 47.709
最高限度額	47.709	月分 47.709	最高限度額	47.709	月分 47.709
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)	
1人当たり平均支給額	532	千円 20,072	千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 特殊勤務手当（令和5年4月1日現在）

支給実績（令和4年度決算）	0	千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	0	円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和4年度）	0.00	%		
手当の種類（手当数）	2			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (3年度決算)	左記職員に対する 支給単価
夜間介護手当	夜間介護業務に従事した職員	入所者に対する夜間の介護	0	千円 1回当たり2,480円
夜間看護手当	夜間看護業務に従事した職員	入所者に対する夜間の看護	0	千円 1回当たり3,100円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和4年度決算）	7,564	千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	126	千円
支給実績（令和3年度決算）	7,431	千円
職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）	120	千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和4年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（令和5年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和4年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和4年度決算)
扶養手当	国公どおり	同		6,537	千円 210,870
住居手当	借家~国公どおり 持家~月額5,000円 町内居住者のみ支給	異	国は持ち家の場合の支給なし	2,400	千円 114,285
通勤手当	支給要件~国公どおり 支給額~45,000円以下の 運賃等相当額を支給 45,000円を超える場 合は超える部分の2分 の1を加算した額	異	支給上限額等	1,000	千円 30,303
管理職手当	課長職10%、主幹職8%	異	支給率	7,448	千円 413,777

5 特別職の報酬等の状況（令和5年4月1日現在）

区分		給料		月額		額等	
給料	市区町村長	690,000	円	(参考) 類似団体における最高/最低額			
		(867,000)	(円)	810,000	円/	457,500	円
料	副市町村長	629,000	円				
		(699,000)	(円)	650,000	円/	440,000	円
報酬	議長	279,000	円				
		(279,000)	(円)	360,000	円/	140,000	円
	副議長	221,000	円				
員		(221,000)	(円)	320,000	円/	115,000	円
	議員	185,000	円				
期末手当	市区町村長	(令和4年度支給割合)					
	副市町村長	4.40	月分				
退職手当	議長	(令和4年度支給割合)					
	副議長	4.40	月分				
	議員						
退職手当	市区町村長	(算定方式)		(1期の手当額)	(支給時期)		
	副市町村長	867,000円×在職年数×5.126月		17,776,968 円	任期ごと		
	備考	699,000円×在職年数×3.234月		9,042,264 円	任期ごと		

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

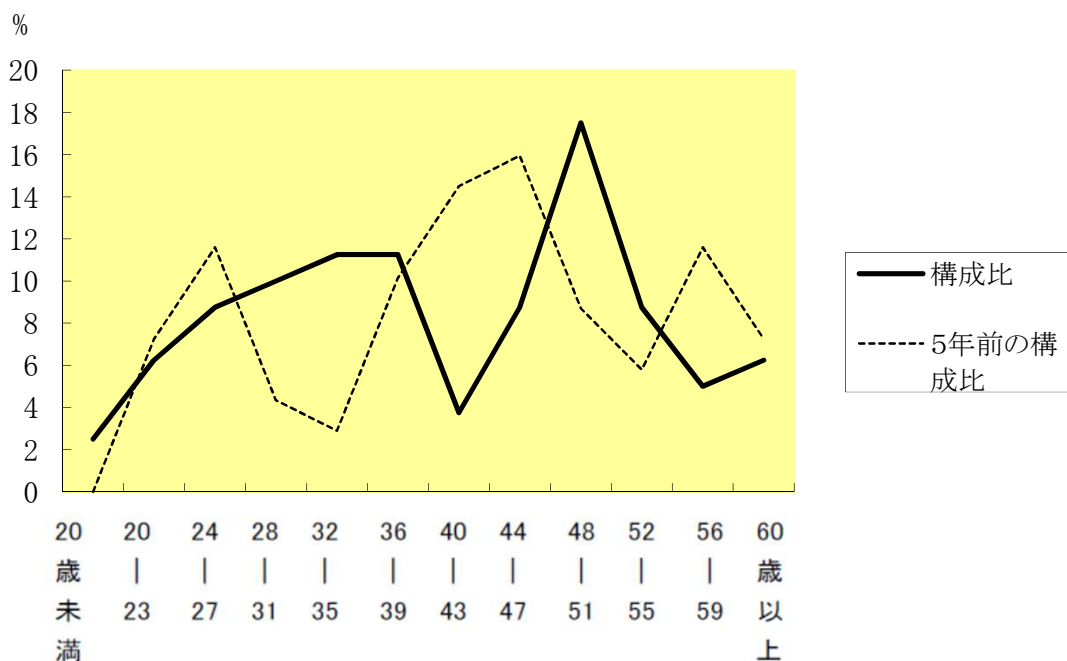
(各年4月1日現在)

区分			職員数		対前年増減数	主な増減理由
			令和4年	令和5年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	2	2	0	欠員補充、係の増設 職員の異動、休職職員の復帰による補充者減 保健師の増 従来からの欠員補充 定年予定者の補充
		総務	17	19	2	
		税務	3	3	0	
		民生	26	22	▲4	
		衛生	8	9	1	
		商工	2	4	2	
		土木	8	9	1	
	計	66	68	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 263.77 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 221.45 人)	
	教育部門	5	6	1		
	消防部門	0	0	0		
小計	71	74	3	<参考> 人口1万人当たり職員数 287.04 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 257.87 人)		
公営会計事業部等門	水道	2	2	0	業務の効率化による配属者の減	
	下水道	1	1	0		
	その他	4	3	▲1		
	小計	7	6	▲1		
合計		78	80	2	<参考> 人口1万人当たり職員数 310.31 人	
		[153]	[153]	[0]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和5年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳〜23歳	24歳〜27歳	28歳〜31歳	32歳〜35歳	36歳〜39歳	40歳〜43歳	44歳〜47歳	48歳〜51歳	52歳〜55歳	56歳〜59歳	60歳以上	計
職員数	2人	5人	7人	8人	9人	9人	3人	7人	14人	7人	4人	5人	80人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	H30年	H31年	R2	R3	R4	R5	過去5年間の増減数 (率)
一般行政	61	57	65	62	66	68	7 (11.5)
教育	7	7	7	5	5	6	△1 (△14.3)
消防	0	0	0	0	0	0	0 (0.0)
普通会計計	68	64	72	67	71	74	6 (8.8)
公営企業等会計計	7	7	6	6	7	6	△1 (△14.3)
総合計	75	71	78	73	78	80	5 (6.7)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) R3年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
R4年度	109,098	0	19,003	17.42	16.37

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
R4年度	2	7,242	629	2,652	10,523	5,262	6,018

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、令和4年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))を含み、会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

イ 特記事項

一般行政職と同様の給与制度等の状況であるため、以下省略。